

労働安全衛生

おかやま労働安全衛生センター

岡山市北区春日町5 - 6

岡山市勤労者福祉センター岡山地区労内

電話 086-238-4911

E mail : oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

全国労働安全衛生センター第23回総会開催

アスベスト・メンタルヘルス・胆管がん・過労死

10月27日・28日全国から働く者の生命と健康を守るため、日夜奮闘している仲間130名が岡山の地に結集しました。

1日目全体集会は小倉副所長の司会で進められ、開会は地元平方所長の歓迎挨拶、大島岡山地区労議長、横田県議の来賓あいさつで始まりました。



平方所長歓迎あいさ



司会 小倉副所長



松丸弁護士

記念講演

「過労死裁判を通して見えてくる労働現場の課題」

過労死弁護団全国連絡会議代表幹事弁護士松丸正氏

1981年6月弁護士・医師・労組とでつくった。過労死110番で奥さんからの電話、年間3708時間労働で正月と盆以外は仕事をしていた。その時会社側は、「強いたものでなく、自分の意思でやった」と新聞記事に載せたことが過労死問題に松丸先生が取り組むきっかけになったのです。

ワタミに次ぐ東証1部の日本海庄やに入社し、「自分のお店をもちたい」と1カ月110時間から140時間働き、4カ月後に急性心臓死した24歳の例を話された。

労災の過労死認定基準は

発症前1カ月におおむね100時間・発症前2か月から6か月間に80時間

長時間労働を生みだす労務管理

会社の入社時の初任給は19万4千5百円としているが、その内役割給と言う名の時間外労働が7万1千円を含むものであり、本給は最低賃金ぎりぎりと言う有様だった。

時間外労使協定の問題

36協定の特別条項に「イベント商戦にともなう業務の繁忙」と称して月100時間と明記している。労働組合も労働基準書も共犯で承諾している。

労働時間立証の問題

どうやって労働時間を立証していくかが大きな課題。警備記録、駅の駐輪場の出・退場記録、パソコンのログ、など利用して企業の情報隠しへの挑戦が必要。

過労死救済の課題

脳・心臓疾患、精神障害から自殺、ぜんそく死は裁判で勝利、糖尿病・白血病も労災の射程に入った。

特別報告

胆管がんの問題

関西労働安全衛生センター片岡明彦事務局長

胆管がんが発生し問題の発端となった会社の地下に印刷室があったCYP社15名発症現在までに15名発症のうち7名死亡、2012年だけで3名発症。どこの労基署に何件労災申請しているか現在分かっていません。

胆管がんはもともと高齢者に多いが、本件では30歳以上に集中している。

オフセット印刷では1種類の校正で5回洗浄します。普通洗うと廃液が出るが、ウエスでふくので空气中に飛散する。印刷会社は期日に厳しい現場でより落ちる溶液（有機溶剤）が使用される。ジクロロメタンが使用されているが会社は法で何も規制されてなかった。人体での調査はされてない。高濃度で長期間曝露されているが職業がんの認定件数は非常に少ない。歴史上の大事件で、世界的に見ても初めてかもしれない。

韓国では夕方持ちこんだら朝できる状況で労働条件は非常に悪い。韓国でも同様の被害がないか心配している。

40歳くらいの若い方が顔が黄色くなって亡くなっていく。今後予防対策や被害者救済など取り組んでいく必要があります。

第1分科会 アスベスト

司会 西山和弘（前半）、澤田慎一郎（後半）

1.アスベスト問題をとりまく諸課題

珪酸・アスベストの免疫影響と題して、川崎医科大学衛生学大槻剛巳教授から、「珪肺症と合併全身性強皮症」の症例が紹介された。その後、「発がん予防における免疫学的影響の検討」と題して、アスベスト曝露による発がん過程、アスベストへの免疫系への影響と腫瘍免疫減衰などについて問題提起を受けた。また、アスベストによる疾病がレントゲンやCTだけでなく、血液検査でわかるような研究をしている。これが確立すれば、早期に発見でき治療につながる。

「既存石綿と大気汚染防止法改正」について、東京労働安全センター外山直紀氏から問題提起を受けた。アスベスト問題では調査、分析に規定はなく、世界から不十分として指摘を受けている。また、除去、解体についても除去業者に資格もライセンスも無く、完成検査もない。手を抜けばそれだけ儲かる。全国どこでも起こる問題。石巻では監督署や行政に飛散しないよう要請している。

「阪神大震災とアスベスト」と題して、ひょうご労働安全センターの神田雅之氏から報告を受けた。震災後倒壊建造物の解体・除去、ガレキ処理など従事し労災認定を受けた人や労災申請中の事案を報告し、震災アスベストホットラインや労働局への取り組み、マスクプロジェクトin神戸2013の取り組みが報告された。



「タルクに混入したアスベスト問題」と題して、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川和子氏から取り組みの報告を受けた。元准看護師が病院で手術用のゴム手袋を再利用するための作業でタルクを使用し、アスベストに暴露して中皮腫になり、労災認定を勝ち取った経緯を報告された。タルクの用途は、車体、紙、肥料、塗料、樹脂、セラミック、ベビーパウダーなどにも使用。

2. 石綿肺がん認定基準改正の検証

「石綿関連肺がんの労災認定基準」について、アスベストセンターの斎藤洋太郎氏から、改訂の経緯と2012改正基準の認定要件について説明があった。

「石綿肺がん不支給処分取り消し訴訟の現状」について、アスベスト訴訟関西弁護団の位田浩氏から現在係争中の案件について報告された。

新認定基準の各署における運用実態について、1. 「石綿肺がんの労災認定の動向」「石綿肺の論争の水準」「石綿含有建材調査者の動向」について、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司氏から報告を受けた。2. 労災認定の取り組みと経過について、ひょうご労働安全センターの西山和宏氏から報告を受けた。3. 今年4月から9月までの相談活動などの取り組みについて、神奈川労災職業病センターの西田隆重氏から報告を受けた。

第2分科会 メンタルヘルス

司会 青木信広

1. いじめ嫌がらせの相談・予防対策

メンタルヘルス・ハラスメント対策局活動報告を関西労働者安全センター田島陽子氏から報告がありました。

円卓会議の「職場のいじめ・嫌がらせ問題防止等にむけた提言」をめぐる取り組みの報告が、いじめメンタルヘルス労働者支援センターの千葉茂氏からありました。

円卓会議の資料として、裁判判例が提出されたが裁判に現れた事件は、氷山の一角に過ぎないもの。判決は事件を強制的に『終了』させるが、

『解決』するわけではない。被害者の心の傷は癒えず、加害者は反省しない。判例は労使紛争解決の失敗例です。提言は、いじめは個人的問題でなく、構造的な問題から発生しているという捉え方が希薄です。いじめは人間社会をコントロールする道具で、（組織に社員を適合させる）ためから、（組織から社員を追い出す）ために変化している。

競争と排除は労働者を孤立させ、長時間労働とストレスをもたらします。労働者にとって雇用不安が一番のいじめです。雇用形態の違い、格差は労働者個人として克服できない課題です。労働者にとって差別は2番目にきついいじめです。長時間労働は人間性を喪失させる3番目のいじめです。次に、提言への「カウンターレポート」を作成して次のことを発表したことが報告されました。雇用不安のない、理不尽な差別がない、お互いの存在を認め合い、理解し合える職場、肌感覚での気づきができる職場環境・雰囲気作りが必要です。いじめが起きても、解決を第三者に依存するのではなく、会社や職場、労働組合が自力で解決することが労働者からの信頼を呼ぶこととなります。

職場復帰の取り組み事例報告として、地元郵政産業ユニオン岡山支部の小倉博司氏から報告がありました。郵便局長からの過重な要請により精神疾患となった職員を職場復帰させる取り組みの報告がありました。



2. 精神疾患認定基準改正の検証

精神疾患の認定基準の改正をめぐる点について神奈川労災職業病センターの川本浩之氏から報告がありました。

改正のポイントは迅速化で労働基準監督署で決められるものは決める。変わった点では長時間労働の評価で発病直前の2か月連続して1月あたりおおむね120時間以上の時間外労働、発病直前の3か月間連続して1月あたりおおむね100時間以上の時間外労働を目安としているおこと。

事例報告 北海道勤労者安全衛生センターの松浦俊一氏から改正前野業務外から改正後は新認定基準により業務上扱いとなった事例報告がありました。

この二つの分科会は時間が不足し、横の討論まで行かず、消化するのが一杯という感じで、欲張り過ぎたため、消化不良となった感がありました。

懇親会

第1日目の最後は、参加者全員による交流会が室政司さんの進行でおこなわれ、大島瑞穂地区労議長による乾杯から交流が始まった。全国からの参加者全員の紹介がおこなわれ、幅広い人材の結集がうかがわれた。



2日目

2日目は地元おかやま労働安全衛生センターの結成と取り組みの紹介から始まりました。

放射線曝露による人体影響

おかやま労働安全衛生センター顧問
津田敏秀（岡大大学院教授）

福島第一原発事故により放出された放射性物質による被爆とその影響について報告された。

100mSv以下では健康被害が出ないかのような説明が福島県でおこなわれているが、国際放射線保護委員会ICRPでは一般公衆被爆の限度を1mSvとしています。100倍のギャップがある。放射線の影響は、低レベルになればなるほど、発がん影響は比例して低くなるものの、これ以下では発がんの過剰発生はないというものではない。

岡山におけるアスベスト裁判の現状について

おかやま労働安全衛生センター顧問 奥津晋弁護士

「クラレ・山陽断熱石綿損賠裁判」「三井造船損賠裁判」について裁判の状況報告がなされた。

振動病の行政訴訟 高知勤労クリニックの近藤真一医師

主治医の診断書、意見書に対する監督署の審査制度の問題があり、現場の情報が大切だ。

原発被爆労働に関する厚労省との交渉報告と今後運動を発展させる立場から、労働者の労働環境・労災補償など支援していくため、幅広く結集して被爆労働支援局を立ち上げることを確認した。役員改選で天明佳臣議長から平野敏夫氏（東京労働安全衛生センター）が選任されました。

当面の予定

アスベスト患者と家族の会新年岡山支部食事会 1月19日（土）12：00～岡山シティホテル桑田町
クラレ・山陽断熱裁判 12月18日（火）10：30～ 三井造船裁判 2月12日（火）10：00～
ニチアス・ナカハラ裁判 1月29日（火）16：30～